

病児保育及び送迎サービス利用申込に関する同意書

同意事項（このすべての項目に同意がないと利用できません。）

（病児保育利用に関する同意事項）

1. 利用対象となる病気は、入院等を必要としない疾患であること。
2. 申し込み時に病児保育施設の当日の利用状況（定員に達している、他の利用者の病名・状態等）により、利用できない又はサービスの利用を待つことがあること。
3. 併設医院（むかいだ小児科）の診察後、必要があれば検査、治療についての同意を電話連絡で行うことがあること。連絡がとれない場合でも、検査、治療を行うことがあること。病状によっては、救急搬送を含め救急処置を実施することがあること。
4. 現在服薬中の薬の名称について伝えること。薬の内容について問い合わせの電話がある場合があること。内容が確認できない時は、利用できない場合があること。
5. 利用料、診察料については、むかいだ小児科に支払うこと。
6. 利用料を決定するにあたり、松前町が住民基本台帳、世帯の所得税、住民税の課税状況等を確認すること。
7. あらかじめ定められた利用時間を厳守すること。

（送迎サービス利用に関する同意事項）

1. お迎えに行くのは看護師または保育士で、対応には十分配慮しますが、体調が悪い中、面識のない大人に知らない場所に連れて行かれることは、お子さんにとって心身への負担が大きいということを十分理解したうえで利用すること。
2. 送迎サービスの利用は、初めて病児保育施設を利用する場合は、利用できないこと。
3. 児童の病状を確認したうえで、送迎が望ましくない医師が判断した場合には送迎サービスを利用できないこと。
4. 申し込み時に他の者が送迎サービスを利用中だったり、病児保育施設の当日の利用状況（定員に達しているなど）により、サービスを利用できない又は利用を待つことがあること。
5. 送迎の途中で病状が急変した場合には、救急搬送を含め救急処置を実施することがあること。
6. タクシー代金については、むかいだ小児科に支払うこと。
7. あらかじめ定められた利用時間を厳守すること。

【保護者同意欄】

病児保育及び送迎サービスを利用するにあたり、上記の項目に同意します。

令和 年 月 日

保護者署名

続柄（ ）